

第1章 総則

第1条（目的） 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2（運行管理規定）に定めるところにより事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命を期するため本規定を定める。

第2条（名称） この規定を株式会社かしわ観光バス運行管理規定という。

第3条（義務） 管理責任者（統括運行管理者）及び職員並びに従業員は就業規則等諸規定によるほか、本規定により各々職場秩序を守るとともに業務上の職責完遂に努め、事故防止の徹底を期して公共的事業の使命達成に努めなければならない。

第4条（運行管理者の選任） 道路運送法第23条（運行管理者）及び運輸規則第47条の9（運行管理者の選任）の規定に基づき運行管理者等を次の基準により選任する。

- 1 統括運行管理者及び運行管理者の選任に当っては、取締役会がこれを詮衡し、社長が任命するものとする。解任の場合もまた同様とする。
- 2 補助者の選任に当っては、運行管理者の推薦により取締役会で詮衡の上、社長が任命するものとする。
- 3 運行管理者は、運輸規則第48条の5（運行管理者の資格要件）に定められた運行管理者資格者証を有するも者のうちから選任する。
- 4 補助者の推薦は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定する基礎講習を修了した者のうちから推薦するものとする。
- 5 運行管理者は、運行管理者資格者証を有する者の中から別表に示す員数以上、補助者は若干名選任する。

第5条（運行管理者の選任届出） 本規定第4条の基準に基づき運行管理者及び運行管理者補助者を選任したときは、運輸規則第68条（届出）に基づき15日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸管理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。これを変更・解任したときも同様とする。

第6条（運行管理者の組織） 運行管理業務の職制は、運行管理の組織図（別表）作成し、次のとおりとする。

- 1 運行管理者は統括運行管理者を補佐し運行管理業務を処理することとし、複数の運行管理者が選任されている営業所にあつては、職務分担を明確にしておくものとする。ただし、重要な事項については統括運行管理者の指示をもって処理するものとする。
- 2 補助者は別に定めるほか運行管理者の指示により運行管理者の行う業務の補助を行う

ものとする。

3 乗務員は、安全及び服務のための規律（以下「服務規律」という。）に定められた規定のほか運行管理者の指示に従い輸送の安全確保に努めなければならない。

第7条（運行管理者及び補助者の勤務時間） 運行管理者または補助者の勤務時間は就業規則によるものとし、事業用自動車の運行中は運行管理者又は補助者が営業所にいなければならない。

第8条（運行管理者と補助者の勤務の関係） 運行管理者は職場を離れる場合又は補助者に補助させる場合には、補助者に業務の引継ぎを行うとともに、補助者に対し補助させる職務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、常に所在を明らかにしておく。

1 運行管理者は補助者の行った運行管理業務についてもその責任をもたなければならない。

2 補助者は運行管理者を補佐し、補助して行った業務について運行管理者に報告するとともに裁決を得なければならない。

第9条（一般準則） 運行管理者は法令の規定、就業規則並びに本規定に基づき何よりも優先して運行の安全確保に努めるとともに乗務員に対し接客態度の向上、労働モラルの高揚、運行の効率化について十分な指導監督を行い、良質な輸送力の供給維持と事業の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

第10条（関連規定との関係） 本規定のうち、他の社内規定と関連のある事項の取扱いは次のとおりとする。

1（乗務員の選任） 乗務員を選任するにあたっては採用基準及び採用手続は就業規則に定めるところにより採用し、本規定の基準により選任する。

2（乗務員の服務規程） 乗務員の服務規程については本規定に定めるほか運輸規則第41条（安全及び服務のための規律）に基づき別に定める乗務員服務規程による。

3（乗務員の教育指導） 乗務員の教育指導については安全確保に関する教育事項を含め本規定に定めるほか運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）に基づき別に定める乗務員指導要領による。

4（事故発生時の措置） 事故発生時の措置については本規定に定める。

5（避難訓練及び第41条事故再発防止の措置等） 事故の再発防止の措置並びに災害防止のための消火訓練、避難訓練については本規定に定めるほか、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）に基づき別に定める労働安全衛生委員会規則並びに消防法に基づき別に定める消防計画及び定期防災訓練計画等による。

第2章 職務権限

第11条（統括運行管理者） 統括運行管理者は、本規定に定める運行管理を統括するものとする。

第11条の2（運行管理者） 運行管理者には、本規定に定める職務を遂行するために必要な、次の職務権限を与える。運行管理者は、運行の安全の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、運行管理者から助言があったときは、これを尊重するものとする。

- 1 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令、並びに運輸規則第36条の規定に基づく適格者以外の選任禁止に関する事項
- 2 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者及び選任運転者以外の者の乗務禁止に関する事項（常時選任の運転者以外の者を車両の運行の業務に従事させないこと。）
- 3 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、麻薬等その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれのある運転者及び車掌の乗務禁止に関する事項
- 4 運転者の過労防止、健康管理、労務管理に関する事項
- 5 交代運転者の配置に関する事項（長距離運転又は夜間の運転において、運転者が疲労等により安全に運行業務を継続することができないおそれがあるときは、予め交代運転者を配置すること）
- 6 乗務員のための睡眠又は仮眠に必要な施設を管理すること
- 7 乗務員の教育指導、監督及び特別な指導及び適性診断に関する事項
- 8 運転者に対し、自動車事故対策機構が行う適性診断を受診させること
- 9 補助者に対する指導及び監督
- 10 車両担当割当及び乗務割当表の作成に関する事項
- 11 業務前業務後点呼おこない、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持する事項
- 12 運行の主な経路の調査に関する事項
- 13 運行指示書の作成及び運転者に対する指示に関する事項
- 14 運行記録計を管理し、及びその記録を保存に関する事項
 - ・ 運行記録計による記録のできない車両、その他整備不良車の運行禁止に関する事項
 - ・ 運行記録計の管理及びその記録の保存に関する事項
- 16 車内の掲示（当該事業者の自動車登録番号）の取扱いに関する事項
- 17 車両の非常口、車両の清潔保持に関する事項
- 18 応急用具、故障時の停止表示板及び非常信号用具並びに消火器の取扱い及び備付けに

関する事項

- 19 苦情処理簿及び遺失物台帳に関する事項
- 20 乗務員等台帳の整備、保管に関する事項
- 21 運行を中断したときの措置決定に関する事項
- 22 交通事故の発生した場合の措置および死傷者の応急措置の決定及び事故処理に関する事項
- 23 自動車事故報告規則に基づく事故報告に関する事項
- 24 事故の記録と原因究明及び事故防止対策と事故警報に基づく対策指導並びに事故統計に関する事項
- 25 異常気象時における応急措置の決定及びこれに伴う運行指令に関する事項
- 26 避難訓練等に関する事項
- 27 その他、下記運行管理関係帳票類の記載と整理に関する事項

乗務員等台帳、出勤簿、点呼記録簿、運行指示書、事故報告書、事故記録簿、事故統計、業務日誌、乗務記録、運行記録計による記録紙、苦情処理簿、遺失物台帳等

第 12 条（運行管理者の業務） 運行管理者及び補助者は第 11 条の2 の職務権限に基づき第 3 章業務の処理基準第 14 条により第 42 条に規定する業務を行う。

第 13 条（運行管理者の講習等） 運行管理者及び補助者は運輸規則第 48 条の4（運行管理者の講習）の規定により国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を必ず受講しなければならない。また、その他の運行管理者研修に積極的に参加するとともに日常の職務に必要な次の知識技能の修得に努めなければならない。

- 1 道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、同報告規則、道路運送法車両法、自動車事故報告規則、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、自動車損害賠償保障法、及び自動車損害賠償責任保険、その他業務の遂行に必要な基本的法令に関する知識
- 2 労働協約、労働契約、就業規則、その他社内規定に関する知識
- 3 乗務員の適性診断結果に基づく運転者の助言指導に関する知識
- 4 乗務員の健康管理に関する知識
- 5 人の扱い方、教え方等人事管理、労務管理に関する知識
- 6 目標管理、原価管理等管理行為に関する基礎的な知識
- 7 運行計画作成の知識及び技能
- 8 自動車の操縦、運転の技能、知識
- 9 自動車の主要諸元、その他車両の取扱いに関する知識
- 10 交通規則、その他行政通達に関する知識
- 11 事故の場合の応急救助に関する知識
- 12 道路構造及び営業区域内外の地理に関する知識

- 13 非常信号用具、非常口、消火器及び故障時の停止表示器材の取扱いに関する知識
- 14 気象情報に関する知識
- 15 一般社会常識に関する知識

第3章 業務の処理基準

第14条（乗務員の選任及び乗務）

1 運行管理者は、乗務員の選任に関しては、次の事項に留意しなければならない。

（1）旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を満たしたものであること。

（2）運輸規則第36条に定められた次の禁止事項に抵触しないものであること。

イ 日雇い入れられる者

ロ 2箇月以内の期間を定めて使用される者

ハ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引続き使用されるに至った者を除く。）

ニ 14日未満の期間ごとに賃金の支払（仮払い、前貸し、その他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

ホ 新たに雇い入れた者については、別に定める就業規則の採用基準に基づき採用手続きによって人事担当者と協議して行い、特に交通事故・交通違反・営業違反については前歴を調査し、選任時の所定の教育を行ったうえ、第1項の基準により選任し乗務させること。

第15条（乗務員の確保） 所要運転者については、公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し原則として常時、事業計画の遂行に必要な運転者を第14条に基づき確保する。

第16条（車掌の乗務） 事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）を運行するにあたり、次の場合には車掌を乗務させなければならない。

（1）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第50条（旅客自動車運送事業用自動車）及び細目告示第233条（旅客自動車運送事業用自動車）により定められた基準に適合していない事業用自動車で旅客を運送するとき

（2）車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるときの判断基準（平成14年1月30日付、国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」）に適合していないとき

（3）旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき

第17条（乗務員の過労防止） 運行管理者は、常に乗務員の健康状態、勤務状態を把握し、過労等を十分考慮して勤務時間及び乗務時間の範囲内において予め一定時間の勤務割を作成し関係者に周知せしめるほか、運輸規則第21条（過労防止等）に定める諸事項について適切な措置を常時講じて乗務させなければならない。

また、改善基準告示に定められている終業時刻から始業時刻の休息時間を4時間00分以上と定める。乗務開始から、運転開始後の連続運転時間を4時間00分以内と定める。

1 運行の安全の確保、交通事故防止の見地から乗務員の健康状態の把握に努め、就業中の飲酒等は絶対に行わないよう指導するとともに疾病及び疲労、睡眠不足等の場合には直ちに運行を中止する措置をとること。

2 公休割当に対しては、やむを得ない事由のある場合のほか変更させてはならない。

3 運行管理者は乗務員運行中における労働時間及び休憩時間に関して不足するものについては適切に指導教育し、所定労働時間の遵守と安全の確保をしなければならない。

4 乗務員の休憩、仮眠、睡眠に必要な施設を整備するとともに衛生環境に留意して清潔維持に努めなければならない。

第18条（乗務員の服務規程） 運行管理者は乗務員の服務規程について、就業規則によるほか、別に定める乗務員の安全及び服務のための規定に基づき指導監督する。

第19条（乗務員の教育指導） 乗務員の教育指導については、運輸規則第38条（従業員に対する指導監督）に定める事項のほか別に定める乗務員指導要領に基づき、公共的輸送機関の業務に従事する運転者としての責任と義務の遂行に必要な知識技能の修得を主眼とし、運行の効率化等、業務の適切な遂行に必要な次の事項の教育指導及び適性診断の受診を実施しなければならない。

1 年間教育計画の作成

2 日常教育

3 必要な都度行う教育

4 特別な教育指導及び適性診断の受診

（1） 事故惹起者に対する教育指導及び適性診断を受診させること

（2） 新規採用運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること

（3） 高齢運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること

（4） 適性診断の受診結果に基づく運転者への助言を行うこと

第20条（車両配置、乗務割等） 運行管理者は次の基準により、常に乗務員の担当車両及び車両の運行状況を掌握していなければならない。

1 車両の配置を決める

2 乗務員の配属及び担当車両を定める

3 長距離運転又は夜間の運転において安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交代運転者を配置する

交代運転者の配置基準を昼間490km 夜間390km以内と定める

4 乗務割当表を作成し明示する

5 非乗務者のその理由を明確にする

6 整備管理者と連携を取り車両の整備状況を把握する

第21条（乗務前点呼及び日常点検結果の確認） 運行管理者又は補助者は、乗務前点呼を行い運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

乗務前点呼は対面により、個人点呼を原則とし、必要に応じて集合点呼を行うものとし点呼は次の要領により実施する。

1 乗務員の出勤を確認すること

2 自動車点検基準及び日常点検実施要領に基づく日常点検に関し、整備管理者と連携して、その確実な履行を監督し、異常の有無等について点検結果を確認すること

3 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること

4 乗務員にその日の心身状況、健康状態、睡眠状況を申告させること

5 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれがあるものは乗務させないこと

6 運転免許証の所持並びに有効期限切れの有無確認、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、非常信号用具、消火器、応急用具、故障時の停止表示器、スペアタイヤ等につき運転者に有無を報告させること

7 安全運行に必要な指示注意を与えること、又、必要に応じ当日の運行経路の主要な行事、催物及び特殊又は臨時的な交通規制等について指示するほか前日の終業報告事項、行政通達事項、事故、違反事項等につき具体的な実例をあげて注意すること

8 服装の点検及びサンダル履きのないように確認すること

9 運行記録計の記録紙装着を確認すること

10 点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること

第22条（業務前点呼） 運行管理者は、車両の運行の業務に従事しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号により報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

1 出発の1時間から30分程度前に行うこと

2 日常点検の結果を確認すること

3 酒気帯びの有無の確認については、アルコール検知器を用いること

4 運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、運行の業務への従事の可否を決定すること

- 5 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を運行の業務に従事させないこと
- 6 運転免許証等業務上定められた帳票、必要な携行品金銭等の有無を確認するとともに、業務記録、運行指示書等を運転者に渡すこと
- 7 運行する道路状況、天候等安全運行に必要な指示及び注意を行うこと
- 8 運行記録計のメモリーカード（記録用紙）装着を確認すること
- 9 服装の点検を行うこと

第23条（業務後点呼） 運行管理者又は補助者は、業務後点呼を行い、その日の運行状況について確認しなければならない。業務後点呼は対面により、個人別に乗務した乗務員について次の要領により実施し、乗務員から報告を受けなければならない。

- 1 車両の異音、異臭、異熱、制動装置及び操縦装置、灯火類等について報告させ、整備を要する箇所のある車両については、次の仕業までに整備管理者に通報して確実に整備すること
- 2 乗務員の健康状態に関し、身体の上の有無について申告させること
- 3 交通事情、道路状況、踏切の状態、交通規制等運行上の支障となる事項、その他参考となる事項についての報告を受けること
- 4 苦情、忘れ物、その他運転中の出来事についての報告を行うこと
- 5 業務記録の記載内容について確認を行い、不備な点は訂正させること
- 6 運行指示書の記載内容と運行状況について報告を受けること
- 7 運行記録計の記録紙により運転時間、瞬間速度、休憩時間等の過不足のあるものについては当該運転者にその記録を確認させ運行上又は運転上必要な注意を与え、安全運転を確保するよう具体的な指導を適切に行うこと
- 8 業務日報、車両の鍵、乗務員証を返納させること
- 9 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること
- 10 業務後点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記載すること

第24条（業務途中点呼） 運行管理者又は補助者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について確認しなければならない。

- 1 車両の異音、異臭、異熱、制動装置及び操縦装置、灯火類等について報告させ、整備を要する箇所のある車両については、次の仕業までに整備管理者に通報して確実に整備すること
- 2 乗務員の健康状態に関し、身体の上の有無について申告させること
- 3 交通事情、道路状況、踏切の状態、交通規制等運行上の支障となる事項、その他参考

となる事項についての報告を受けること

4 運行指示書の記載内容と運行状況について報告を受けること

5 業務中間点呼の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること

第23条の2（行先地点呼） 運行管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行うものとする。

第25条（点呼記録簿の保存 点呼等の状況の記録） 運行管理者は、点呼の実施結果並びに次の事項等を記録し記載の日（点呼を行った日）から3年間保存しておくこと。また、点呼の記録の電磁的記録の保存にあたっては、改ざんが容易でない方法によることとし、その作業は点呼を実施した日からおおよそ1週間以内に行うこと。

運行管理者は、点呼の状況を録音及び録画（電話その他の方法により点呼を行う場合にあっては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を90日間保存しなければならない。また、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を90日間保存しなければならない。ただし、当該状況を録画する場合はこの限りでない。点呼の状況の記録にあたっては、次の各号のとおり取り扱うものとする。

1 点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の写真データ（以下「動画データ等」という）については、記録日が明確になるように保存すること。記録日がデータ保存画面や保存日から判別できない場合には、記録日がいつであるか分かるように動画データ等と合わせて保存すること。

2 動画データ等の情報の取扱いについては、あらかじめ従業員に同意を得ておくこと。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等にアクセスできる者は管理者に限るものとし、閲覧のパスワードを設定しウイルス対策を実施すること。

3 録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という）について、正常に作動しているか確認すること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

点呼の記録内容は、次の各号のとおりとする。

1 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

2 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

3 点呼の日時

4 点呼の方法

5 その他必要な事項

第24条の2（アルコール検知器の有効保持） 管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を常時有効に保持するものとする。

第26条（選任運転者以外の運転禁止） 運行管理者は、道路運送法第25条（運転者の制限）に基づく旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令に関する政令の要件に備えていない者及び運輸規則第35条（運転者の選任）並びに第36条の規定に基づき選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

第27条（業務記録） 運行管理者は、次の事項に基づいて業務記録の処理を行わなければならない。業務前点呼の際、業務記録用紙を交付し、次に掲げる事項について旅客が乗車した区間を運転者毎に記録させ業務後点呼の際、これを提出させなければならない。

1 運行管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事する場合は、国土交通大臣が告示で定めるデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計により車両の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録するものとする。

2 運行管理者は、運輸規則の一部改正に伴う経過措置（以下「経過措置」という。）により令和7年3月31日までの間、運転者が道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の基準に適合するアナログ式運行記録計を備えた車両の運行の業務に従事する場合は、業務前点呼の際に前条の業務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙を交付し、業務後点呼の際にこれらの記録した用紙を提出させるものとする。

3 運行管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。

4 運行管理者は、運輸規則第26条により運行記録計による記録をしなければならない場合において、運行記録計により記録することができない車両を運行させてはならないものとする。

5 運行管理者は、運行記録計による電磁的記録を3年間（経過措置が適用される車両については1年間）保存しなければならない。

第28条（運行記録計） 運行管理者は、次の基準に従って運行記録計及び記録紙を管理し記録に基づいて運転者ごとに安全運転、過労防止及び効率的運行を指導すること。

- 1 運行管理者は、正確な記録が確実に得られるよう整備管理者と連携により運行記録計を保守点検すると共に記録計の時計の調整及び記録紙の脱着についてその確実な実施を図ること。
- 2 運行管理者は、運行記録計の記録に瞬間速度のほか、平均走行速度にも留意し勤務時間、運転時間、休憩時間、仮眠時間等を出来るだけ正確に把握するよう努めること
- 3 運行管理者は、記録に基づいて運転方法の適否、又は運転技術の良否を判定し、運行上又は運転上に関し、過労防止及び安全管理並びに所定時間内の効率的運行等の面から注意を要するものについては当該運転者に対し自らその記録を確認させ、適正な勤務を確保するよう具体的な指導に努めること
- 4 運行管理者は、法令により記録することを義務づけられている車両であつて故障等により運行記録計による記録の出来ない車両を運行させてはならない
- 5 業務後の記録紙は車両ごとに整理し、3 年間保存しなければならない

第29条（経路の調査） 運行管理者は、次の事項に基づいて運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる事業用自動車を使用すること。

第30条（運行指示書） 運行管理者は、次の事項に基づいて運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、事業用自動車の運転者に対して適切な指示を行うとともに、当該運転者に携行させること。

- (1) 運行開始及び終了の地点並びに日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路及び主な経由地における発車並びに到着の日時
- (4) 旅客が乗車する区間
- (5) 運行に際して、注意を要する箇所の位置
- (6) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩時間がある場合に限る。）
- (7) 乗務員の運転又は業務の交代の地点（運転又は業務の交代がある場合に限る。）
- (8) 運輸規則第21条第3項の睡眠に必要な施設の名称及び位置
- (9) 運送契約の相手方の氏名又は名称
- (10) その運行の安全を確保するために必要な事項
- (11) 運行指示書は、運行の終了の日から3 年間保存しなければならない

第31条（車内の掲示） 運行管理者は、車内の表示等について運転者に対し表示義務の指導を行うとともに次のとおり実施しなければならない。車内の表示、会社名、自動車登録番号、消毒実施済の表示を所定の箇所に表示すること。

第32条（車両の清潔保持） 運行管理者は、車内の消毒及び清掃を次の要領で実施しな

なければならない。車両は常に清潔を保持するよう指導監督に努め、毎月定期的に車両の清掃状況について検分を行わなければならない。

第 3 3 条（応急用具、故障時の停止表示器材及び非常信号用具） 運行管理者は、各車両に次の用具を備え付け、その使用取扱方法について乗務員に熟知させるよう指導監督するとともに性能に有効期限の表示のあるものについて期限切れに留意し、常に完全な機能のあるものを常備するよう努めなければならない。

- 1 スペアタイヤ、工具、ジャッキ、その他応急用具
- 2 赤色旗及び赤色灯、発煙信号煙管等非常信号用具、消火器
- 3 高速道路における故障時の停止表示器材

第 3 4 条（苦情処理簿及び遺失物台帳） 運行管理者は、乗客からの苦情の申出があった時は、乗客の住所、氏名、年齢、性別、乗車した日時、当該車両の番号並びに運転者氏名等を聴取又は調査して、苦情の内容とこれに対する対応処理の要旨を苦情処理簿に記録し、1 年間保存しなければならない。苦情の処理にあたっては、利用者の立場に立って親切丁寧に対応し事実関係を調査して、当方に非がある場合は誠意をもって相手方の納得を得るよう処理しなければならない。

乗務員から車内遺失物拾得の届出のあった場合には遺失物の品名、形状、数量、その他の特徴、発見し又は拾得した日時、場所及び前後の状況を当該乗務員より聴取記録し、現金、貴金属、その他貴重品の場合には速やかに所轄警察署に通報して落とし主又は所有者に物件が返還されるよう努めなければならない。

遺失物の拾得届出及びその後の措置等については、遺失物台帳に記録し、1 年間保存しなければならない。

第 3 5 条（乗務員等台帳） 運行管理者は、次の事項を記載した乗務員台帳を作成し、その基準に従って処理しなければならない。

1 項目

- ① 作成番号及び作成年月日
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所
- ④ 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
- ⑤ 運転免許証に関する事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許証に条件がある場合は、当該条件
- ⑥ 運転者の運転経歴

- ⑦ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108 条の34（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合は、その概要
- ⑧ 運転者の健康状態
- ⑨ 特別な指導の実施及び適性診断の受診の状況
- ⑩ 乗務員等台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した写真の貼付

2 基準

- ① 乗務員等台帳は、営業所ごとに作成する
- ② 運転者ごとの作成番号及び台帳の編集の順序は選任の順に一連番号を付すものとする。転任、退職等により運転者でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とし、これを再使用してはならない
- ③ 乗務員等台帳は、その乗務員が所属する営業所に備え置くものとする
- ④ 乗務員が転任、退職したときは、乗務員台帳の備考欄にその理由と年月日を赤字で記載し、乗務員等台帳の表面に赤色の斜線を引き、3 年間保管すること
- ⑤ 運転者の健康診断結果に有所見者があった場合は、その内容を具体的に記載し、点呼に活用できるようにすること
- ⑥ 特別教育の実施は年月日及び新任、高齢、事故惹起の区分ごとに記載すること
- ⑦ 適性診断の受診は、実施年月日及び各適性診断の種類等を記載すること

第36条（運行中断時の措置） 運行管理者は、車両故障、事故又は乗務員の急病、その他やむを得ない事由により、車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客のために次の事項に関して適切な処置を講じなければならない。

- ① 旅客の運送を継続すること
- ② 旅客を保護すること
- ③ 旅客を出発地又は目的地まで送り届けること

第37条（事故発生時の措置） 運行管理者は、事故発生の場合、原則として次の基準により処置しなければならない。

なお、細部については別に定める交通事故処理規定による。

1 人身事故の発生した場合は、乗務員に次の事項について適切な措置をとらせること。

- イ 負傷者を確認すること
- ロ 速やかに応急手当、その他必要な救急の処置を講ずること
- ハ 損害拡大防止の措置をとること
- ニ 警察官に届出連絡すること
- ホ 事故の発生に関し、会社に連絡して運行管理者の指示に従うこと
- ヘ 死傷者のある場合は、速やかに死傷者の保護にあたること
- ト 遺留品を保管すること

2 高速道路上の事故は道路管理者に通報するとともに、その指示に従い上記に準じて処理を行うこと

3 運行管理者は事故発生の場合、現地の状況を速やかに掌握して必要と認める場合は現地に急行し、警察官、事故の相手方、目撃者の意見等を聴取する他、事故状況の記録並びに現地の写真を撮影するなどして原因究明及び事故解決の資料とすること
なお、事故の記録は当該営業所に3年間保存すること

4 運行管理者は、事故により死傷者又は物件の損害等が生じた場合には事業の公共性に鑑み、積極的にその解決に努めなければならない

第38条（事故報告） 運行管理者は、事故発生のつど、内容を検討し自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告をすること。また、速報に該当するものは可能な限り速やかに事故速報を電話等により運輸管理部長又は運輸支局長に対し行うこと。

第39条（異常気象時の措置） 運行管理者は、天災その他の理由により輸送の安全確保に支障を生じ又は生じるおそれのあるときは、次の基準により乗務員に対し必要な指示を適確迅速に行わなければならない。

1 新聞、ラジオ、テレビ、その他の方法により降雨、降雪、強風、結氷等の異常気象、地震、火災等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動による交通不能等の場合は早期に状況を把握し、必要な対策指示を行うこと

2 積雪及び路面結氷等で運行に危険を伴う場合は、運行中止を行うこと

3 その他気象上、安全運行に支障があると認められる場合は、運行管理者の責任において情報把握を行って運行の中止又は制限等を行い安全確保に万全を期すこと

第40条（避難訓練等） 運行管理者は営業所、車庫施設内及び車両運行中の火災、震災等の非常の場合に備え、総括安全管理者又は安全管理者及び防火管理者と連携し消火訓練、避難訓練等につき定期防災訓練計画の樹立に参画し実施すること。

第41条（事故再発防止の措置）

1 運行管理者は、自動車事故報告規則第5条（事故警報）の事故警報に基づく対策指示を行うとともに、発生事故について天候、事故の種類、原因、年齢、運転経験、運転者別、時刻、地点、車両、道路状況、心身状態、走行状態等の要素別に傾向の把握、内容の検討、原因の究明を行い事故記録書及び事故統計資料等を作成して再発防止のための対策を講じなければならない

2 運行管理者は、事故の再発防止に関し、統括安全衛生管理者又は安全管理者と連携し対策が講じられるよう努めなければならない

第42 条（シートベルト）

- 1 運行管理者は、乗務員に対し道路交通法第71 条の3の規定に基づきシートベルトの着用を義務づけ、装着を確認のうえ乗務させること。
- 2 運行管理者は、乗務員に対し乗客等を乗車させるときはシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導すること
- 3 シートベルトは常に着用しやすい状態に保つよう点呼、点検時に指導監督すること。

第4 章 付則及び別表

第43 条（付則及び別表）

別表1 運行管理者の選任者数（第4 条関係）
一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

事業用自動車の車両数	運行管理者数
39 両まで	2 人
40 両 ～ 59 両	3 人
60 両 ～ 79 両	4 人
80 両 ～ 99 両	5 人
100 両 ～ 129 両	6 人
130 両 ～ 159 両	7 人
160 両 ～ 189 両	8 人

別表2 運行管理の組織図（第6 条関係）

組織図 代表取締役
取締役
本社営業所
運行管理部長取締役（統括運行管理者）
社員（運行管理者）
嘱託・パート社員（補助者）

本規定実施年月日

平成24年4月11 日 制定実施

平成30年4月11 日 改定実施

令和 2 年 2 月 2 日 改定実施

令和 4 年 1 月 24 日 改定実施

令和 6 年 4 月 1 日改定実施

株式会社かしわ観光バス